

京丹後市文化財マスタープラン

平成18年9月

京丹後市教育委員会

マスタープランの策定について

京丹後市は、平成16年4月1日に旧6町(峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町)が合併したまちで、『平成の合併』においては京都府で最初に誕生した市であります。

本市は日本海に突き出た丹後半島に位置しており、市域には有形・無形の文化財が豊富に存在し、羽衣伝説や浦島伝説などの伝承や伝説も数多く残っています。

また、古くは海岸に位置する縄文時代の遺跡が存在し、弥生時代から古墳時代には市内に点在した潟湖を玄関口として朝鮮半島やアジア大陸と盛んに交流が行われたと考えられています。市内の遺跡からは陶埴や「王莽」の貨泉、「青龍三年」銘・方格規矩四神鏡など数多くの遺物が出土し、さらに日本海沿岸最大級の前方後円墳である網野銚子山古墳・神明山(しんめいやま)古墳をはじめ函石浜遺跡、産土山(うぶすなやま)古墳などの国指定史跡や、世界でも2例という「漢青(ハン・ブルー)」のガラス管玉が出土した赤坂今井墳丘墓が存在します。これらのことから「丹後王国」とも呼ばれる勢力がかつてこの地域に存在したとする説も有力です。

また、奈良時代の和銅6(713)年には丹波国の5郡を割いて丹後国が成立し、現在の「丹後」という地名となったことがわかっています。その後は、丹後は京都に近いという地理を生かし、先人から伝わる文化伝統を脈々と受けつぎながら、農業・漁業・織物業・機械金属業・観光などさまざまな分野で発展を続けてまいりました。

現在は、平成18年3月に策定された「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を合い言葉とする市総合計画を柱に、鋭意その事業遂行に邁進しているところであります。

市内の遺跡は、「京都府遺跡地図(第3版)」によると群にしておよそ1200の古墳群、山城、集落も含め総数で6000ヶ所ともいわれる膨大な数の遺跡が存在します。このような中、平成17年1月に京丹後市史跡整備検討委員会を発足させ、本市のまちづくりとリンクさせるべき重要かつ特色的な史跡の整備とその活用について諮問いたしました。その検討結果が盛り込まれたのが本マスタープランであります。この策定にあたって、1年8ヶ月にわたり熱心なご審議をいただきました検討委員各位、ご指導ご助言いただきました京都府教育委員会文化財保護課・(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター・京都府丹後教育局・京都府立丹後郷土資料館の皆様、さらに資料調査から計画書策定まで携わっていただいた(株)空間文化開発機構の皆様に心から感謝の意を表します。

今後、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、マスタープランを基に具体的な事業に取り組み、先人が残してくれた丹後の歴史遺産を大切にしながらまちづくりを進めていく所存です。より一層のご支援をお願い申し上げます。

平成18年9月

京丹後市教育委員会 教育長 引野 恒司

<京丹後市史跡整備検討委員会条例>

平成16年12月24日
条例第265号

(設置)

第1条 市内に点在する歴史的及び文化的に貴重な史跡を適切に保存並びに管理し、自然景観及び風土との調和を図りつつ、本市の観光資源、学術資料等として有効な活用を図ることを検討するため、京丹後市史跡整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会にその意見を答申する。

- (1) 史跡及び郷土資料館その他の施設との有効なネットワークを構築するための方策等に関する事項
- (2) 史跡の整備方針、活用方法等に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、本市の自然景観及び風土と調和のとれた史跡の整備、有効活用等に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び史跡等の文化財について優れた識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、代理する副会長は、会長があらかじめ指名する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

例 言

1. 本書は、京丹後市教育委員会が平成16～18年度に実施した京丹後市文化財マスタープラン（京丹後市史跡整備基本構想）策定の報告書である。
2. 本基本構想書は、「京丹後市史跡整備検討委員会条例」（平成16年12月24日条例第265号）に基づき「京丹後市史跡整備検討委員会」を設置し、専門的な立場からの指導助言を得ながら、とりまとめを行った。
3. 京丹後市史跡整備検討委員会の構成員は以下に示すとおりである。

<整備検討委員>

小野山 節	委員長	(京都大学名誉教授)
高瀬 要一	副委員長	((独)文化財研究所奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長)
森 四郎	副委員長	(網野町郷土文化保存会会長)
福永 伸哉	委員	(大阪大学大学院教授)
岸本 直文	委員	(大阪市立大学助教授)
平井 久夫	委員	(京丹後市文化財保護審議会会長) (H18. 4～)
志水 榮一	委員	(前京丹後市文化財保護審議会会長) (～H18. 3)
義村 亨	委員	(丹後ふるさと歴史研究会会長)
藤村 淳一	委員	(市民代表)
赤岩 真澄	委員	(市民代表)
田村美由紀	委員	(市民代表)
給田昭三郎	委員	(市民代表)
増田 馨	委員	(市民代表)
森 益美	委員	(市民代表)
岡 眞子	委員	(市民代表)
岡田 洋三	委員	(市民代表)

<オブザーバー>

肥後 弘幸	(京都府教育庁文化財保護課記念物係長)
山口 博	(京都府教育庁文化財保護課専門員)
長谷川 達	((財)京都府埋蔵文化財調査研究センター調査第2課課長)
岡田 佳之	(京都府丹後教育局企画教育課課長)
細川 康晴	(京都府立丹後郷土資料館資料課主任) (～H18. 5)
奥村清一郎	(京都府立丹後郷土資料館資料課専門員) (H18. 6～)

<事務局>

引野 恒司	(京丹後市教育委員会教育長)
水野 孝典	(京丹後市教育委員会教育次長)
黒崎 勇	(京丹後市教育委員会文化財保護課長)
吉田 誠	(京丹後市教育委員会文化財保護課長補佐)
岡林 峰夫	(京丹後市教育委員会文化財保護課管理調査係主事)

<コンサルタント>

(株)空間文化開発機構

<順不同>

4. 史跡整備検討委員会検討経過

京丹後市史跡整備の取り組み内容については、以下に示したとおりである。

実施年月日等	検討・審議内容
第1回検討委員会 (平成17年1月18日)	委員長・副委員長の選出 審議内容の諮問・確認 今後の計画について
第2回検討委員会 (平成17年3月23日)	主要史跡等現地視察（史跡7ヶ所、施設1ヶ所） 平成17年度文化財保護課事業計画（案）について コンサルタントの同席について
第3回検討委員会 (平成17年5月24日)	史跡現地視察について 史跡等の保護・整備ならびに活用に対する基本的な考え方について 平成17年度赤坂今井墳丘墓発掘調査の目的（意義）について
現地視察 (平成17年6月21日)	史跡11ヶ所・施設3ヶ所視察 史跡の概要説明
委員アンケート実施（第1回） (平成17年7月25日)	史跡及び資料館の現状について 史跡整備基本方針について 赤坂今井墳丘墓の発掘調査について
地元委員座談会 (平成17年9月26日)	文化財活用の考え方について 史跡の管理方法について イベント・見学ルートの設定について
第4回検討委員会 (平成17年11月18日)	史跡・遺跡の整備活用について ネットワーク構築について
第5回検討委員会 (平成18年3月16日)	京丹後史跡整備と活用構想について 京丹後市史跡整備マスタープラン原案について
第6回検討委員会 (平成18年5月23日)	京丹後の文化財ネットワークについて 京丹後市文化財マスタープラン（修正案）について
委員アンケート実施（第2回） (平成18年6月15日)	京丹後市文化財マスタープラン（修正案）について 個別の遺跡の整備活用について キャッチフレーズについて
第7回検討委員会 (平成18年7月18日)	京丹後市文化財マスタープラン（案）について
第8回検討委員会 (平成18年8月30日)	京丹後市文化財マスタープラン（案）について

5. 本書のとりまとめは事務局並びにコンサルタントが行った。

目次

マスタープランの策定について
京丹後市史跡整備検討委員会条例
例言

序章 文化財マスタープラン策定の趣旨	1
(1) マスタープラン策定の背景と目的	1
(2) マスタープランの性格と目標	1
第1章 京丹後市の文化財をとりまく環境	2
(1) 自然環境	2
(2) 社会環境	4
(3) 京丹後市の歴史とその特質	11
(4) 京丹後市の文化財	13
第2章 文化財の保存と活用の基本的考え方	18
(1) 文化財の保存と活用の必要性	18
(2) まちづくりと文化財の保存と活用	19
(3) 整備の基本的考え方と整備目標	20
(4) 整備の基本方針	21
(5) 文化財の種類別基本方針	22
第3章 京丹後市の史跡等の現況と課題等	24
(1) 京丹後市の文化財	24
(2) 主要史跡等の状況	26
(3) 主要史跡等の現状と課題	33
(4) 主要史跡等の現状と課題による区分	35
第4章 整備計画	36
(1) 主要史跡等区分別整備計画	36
(2) 段階的整備計画	52
第5章 保存と活用に向けて	53
(1) 文化財保存及び活用の施策	53
(2) 文化財保存及び活用のための具体的方策	56
第6章 当面の整備計画	61
(1) 計画の枠組	61
(2) 当面の方針	62
(3) 各文化財の整備計画	63

<付載>	
史跡整備検討委員会アンケートⅠ	64
史跡整備検討委員会アンケートⅡ	65